

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>(賦課課税方式に関する用語の意義)</p> <p>6の2－2 法第6条の2第1項第2号に規定する賦課課税方式に関する用語の意義は、それぞれ次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 令第3条第2項第3号にいう「外国貨物として使用しないこととなつたもの」とは、船舶若しくは航空機において使用しなくなったこと等の理由により国内に引き取られる船用品若しくは機用品（以下「不用船（機）用品」という。）又は船舶若しくは航空機の<u>資格内変（外国貿易船若しくは特殊船舶から沿海通航船への変更又は外国貿易機若しくは特殊航空機から国内航空機への変更をいう。以下同じ。）</u>の際に残存する船用品若しくは機用品（以下「残存船（機）用品」という。）をいう。</p>	<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>(賦課課税方式に関する用語の意義)</p> <p>6の2－2 法第6条の2第1項第2号に規定する賦課課税方式に関する用語の意義は、それぞれ次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 令第3条第2項第3号にいう「外国貨物として使用しないこととなつたもの」とは、船舶若しくは航空機において使用しなくなったこと等の理由により国内に引き取られる船用品若しくは機用品（以下「不用船（機）用品」という。）又は船舶若しくは航空機の<u>資格内変</u>の際に残存する船用品若しくは機用品（以下「残存船（機）用品」という。）をいう。</p>
<p>第3章 船舶及び航空機</p> <p>(船舶等の資格の認定)</p> <p>15－1 法第15条及び法第15条の3の規定の適用に当たっての船舶又は航空機（以下、本章において「船舶等」という。）の資格は、それらの船舶等の開港等への入港の時における性質、その入港の目的等を客観的に判断して認定するものとし、その具体的取扱いは、次による。</p>	<p>第3章 船舶及び航空機</p> <p>(船舶等の資格の認定)</p> <p>15－1 法第15条及び法第15条の3の規定の適用に当たっての船舶又は航空機（以下、本章において「船舶等」という。）の資格は、それらの船舶等の開港等への入港の時における性質、その入港の目的等を客観的に判断して認定するものとし、その具体的取扱いは、次による。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>なお、船舶等の資格の認定に際しては、法<u>第25条各項</u>の規定に基づく令第23条第2項の規定による資格証書を参考にはするが、その資格証書によって船舶等の資格が確定するわけのものではないので留意する。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 沿海通航船等（本邦において新たに建造された船舶等を含む。）が、外国貿易以外の目的で本邦と外国との間を往来するために必要な燃料、資材等を積み込むこととなったときは、その積込みの時から特殊船舶等となるものとする。ただし、外国に向けて<u>出港</u>するまでに外国に往来するため直接必要とされる準備行為以外の行為を行うこととなるときは、この限りでない。</p> <p>(6) (省略)</p> <p>(7) 外国貨物を積載していない外国貿易船が、法<u>第25条第1項</u>の規定による資格変更の手続をすることなく、一時国内貿易に従事した場合において、その国内貿易に係る貨物を積載した日から1週間を超えることとなったときは、その超えた日から沿海通航船になるものとする。</p> <p>(8) (省略)</p> <p>(9) ただし、上記(3)、(4)又は(7)の場合において、それらの規定により船舶等の資格が変更することとなる前に、法<u>第25条各項</u>の規定による資格変更の届出があったときは、上記(3)、(4)又は(7)の規定にかかわらず、その届出を受理した時にそれぞれの船舶等の資格が変更することとなるものであるから、留意する。</p>	<p>なお、船舶等の資格の認定に際しては、法<u>第25条</u>の規定に基づく令第23条第2項の規定による資格証書を参考にはするが、その資格証書によって船舶等の資格が確定するわけのものではないので留意する。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>(5) 沿海通航船等（本邦において新たに建造された船舶等を含む。）が、外国貿易以外の目的で本邦と外国との間を往来するために必要な燃料、資材等を積み込むこととなったときは、その積込みの時から特殊船舶等となるものとする。ただし、外国に向けて<u>出航</u>するまでに外国に往来するため直接必要とされる準備行為以外の行為を行うこととなるときは、この限りでない。</p> <p>(6) (同左)</p> <p>(7) 外国貨物を積載していない外国貿易船が、法<u>第25条</u>の規定による資格変更の手続をすることなく、一時国内貿易に従事した場合において、その国内貿易に係る貨物を積載した日から1週間を超えることとなったときは、その超えた日から沿海通航船になるものとする。</p> <p>(8) (同左)</p> <p>(9) ただし、上記(3)、(4)又は(7)の場合において、それらの規定により船舶等の資格が変更することとなる前に、法<u>第25条</u>の規定による資格変更の届出があったときは、上記(3)、(4)又は(7)の規定にかかわらず、その届出を受理した時にそれぞれの船舶等の資格が変更することとなるものであるから、留意する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(積荷に関する事項等の報告を省略することができる場合に該当しないこととなる場合の手続)</p> <p>15-3-2 令第12条第3項ただし書に規定する取締上支障がないものとして規則第2条の2第3項各号に該当するものとして積荷に関する事項等の報告を省略して外国貿易船が開港に入港した場合であって、同項各号に該当しないこととなる場合の法第15条第1項に規定する報告に係る手続は、次による。</p> <p>(1) 積荷に関する事項の報告は、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。</p> <p>イ 乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで出港するものとして入港した場合であって、規則第2条の2第3項第1号又は第2号に規定する積荷に関する事項の報告を省略できる貨物の積卸しを行う場合 当該貨物の積卸しを行う時</p> <p>ロ 令<u>第16条の3第1項各号</u>に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて積荷に関する事項の報告を省略した場合であって、傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸し又は救じゅつ品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が規則第2条の2第3項第1号又は第2号及び後記15-6-1に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時</p>	<p>(積荷に関する事項等の報告を省略することができる場合に該当しないこととなる場合の手続)</p> <p>15-3-2 令第12条第3項ただし書に規定する取締上支障がないものとして規則第2条の2第3項各号に該当するものとして積荷に関する事項等の報告を省略して外国貿易船が開港に入港した場合であって、同項各号に該当しないこととなる場合の法第15条第1項に規定する報告に係る手続は、次による。</p> <p>(1) 積荷に関する事項の報告は、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。</p> <p>イ 乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しをしないで出港するものとして入港した場合であって、規則第2条の2第3項第1号又は第2号に規定する積荷に関する事項の報告を省略できる貨物の積卸しを行う場合 当該貨物の積卸しを行う時</p> <p>ロ 令<u>第16条の2第1項各号</u>に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて積荷に関する事項の報告を省略した場合であって、傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸し又は救じゅつ品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が規則第2条の2第3項第1号又は第2号及び後記15-6-1に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>ハ 令<u>第16条の3第1項各号</u>に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて積荷に関する事項の報告を省略した場合であって、令<u>第16条の3第1項第1号</u>に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分（前記15-2-4に規定する入出港に係る手続に要する時間及び前記15-2-5に規定する災害その他やむを得ない事故により出港できない場合にあってはそれにより出港できなくなるまでの時間を除く。以下同じ。）を経過する場合又は同項第2号に規定する給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する場合 傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する時又は給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する時</p>	<p>ハ 令<u>第16条の2第1項各号</u>に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて積荷に関する事項の報告を省略した場合であって、令<u>第16条の2第1項第1号</u>に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分（前記15-2-4に規定する入出港に係る手続に要する時間及び前記15-2-5に規定する災害その他やむを得ない事故により出港できない場合にあってはそれにより出港できなくなるまでの時間を除く。以下同じ。）を経過する場合又は同項第2号に規定する給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する場合 傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する時又は給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する時</p>
<p>ニ 令<u>第16条の3第1項各号</u>に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて積荷に関する事項の報告を省略した場合であって、令<u>第16条の3第1項第1号</u>に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合又は同項第2号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合 当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時又は当該給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の者を乗降させる時</p>	<p>ニ 令<u>第16条の2第1項各号</u>に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて積荷に関する事項の報告を省略した場合であって、令<u>第16条の2第1項第1号</u>に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合又は同項第2号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合 当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時又は当該給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の者を乗降させる時</p>
<p>(2) 旅客に関する事項の報告は、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。</p>	<p>(2) 旅客に関する事項の報告は、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>イ 規則第2条の2第3項第4号に該当するものとして入港した場合であって、その開港への入港の時から出港することなく24時間を経過することとなる場合（その間に乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しを行わない場合に限る。）その開港への入港の時から22時間を経過する時</p> <p>ロ 令<u>第16条の3第1項各号</u>に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、旅客に関する事項の報告を省略した場合であって、令<u>第16条の3第1項第1号</u>に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する場合又は同項第2号に規定する給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する場合 傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する時又は給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する時</p> <p>ハ 令<u>第16条の3第1項第1号</u>に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、旅客に関する事項の報告を省略した場合であって、令<u>第16条の3第1項第1号</u>に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合 当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時</p> <p>ニ 令<u>第16条の3第1項第2号</u>に該当するものとして入港し、規則第</p>	<p>イ 規則第2条の2第3項第4号に該当するものとして入港した場合であって、その開港への入港の時から出港することなく24時間を経過することとなる場合（その間に乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸しを行わない場合に限る。）その開港への入港の時から22時間を経過する時</p> <p>ロ 令<u>第16条の2第1項各号</u>に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、旅客に関する事項の報告を省略した場合であって、令<u>第16条の2第1項第1号</u>に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する場合又は同項第2号に規定する給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する場合 傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく30分を経過する時又は給与品の積卸し後出港することなく30分を経過する時</p> <p>ハ 令<u>第16条の2第1項第1号</u>に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、旅客に関する事項の報告を省略した場合であって、令<u>第16条の2第1項第1号</u>に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合 当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う時</p> <p>ニ 令<u>第16条の2第1項第2号</u>に該当するものとして入港し、規則第</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>2条の2第3項第5号の適用を受けて、旅客に関する事項の報告を省略した場合であって、令<u>第16条の3第1項第2号</u>に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合又は給与品以外の貨物の積卸しを行う場合 当該旅客又は乗組員を乗降させる時又は給与品以外の積卸しを行う時</p> <p>(3) 乗組員に関する事項の報告は、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。</p> <p>イ 令<u>第16条の3第1項各号</u>に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、乗組員に関する事項の報告を省略した場合であって、令<u>第16条の3第1項第1号</u>に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく 30 分を経過する場合又は同項第2号に規定する給与品の積卸し後出港することなく 30 分を経過する場合 傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく 30 分を経過する時又は給与品の積卸し後出港することなく 30 分を経過する時</p> <p>ロ 令<u>第16条の3第1項第1号</u>に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、乗組員に関する事項の報告を省略した場合であって、令<u>第16条の3第1項第1号</u>に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合 当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時又は傷病者若しくは遭難者の携帯品</p>	<p>2条の2第3項第5号の適用を受けて、旅客に関する事項の報告を省略した場合であって、令<u>第16条の2第1項第2号</u>に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合又は給与品以外の貨物の積卸しを行う場合 当該旅客又は乗組員を乗降させる時又は給与品以外の積卸しを行う時</p> <p>(3) 乗組員に関する事項の報告は、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。</p> <p>イ 令<u>第16条の2第1項各号</u>に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、乗組員に関する事項の報告を省略した場合であって、令<u>第16条の2第1項第1号</u>に規定する傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく 30 分を経過する場合又は同項第2号に規定する給与品の積卸し後出港することなく 30 分を経過する場合 傷病者若しくは遭難者の下船後出港することなく 30 分を経過する時又は給与品の積卸し後出港することなく 30 分を経過する時</p> <p>ロ 令<u>第16条の2第1項第1号</u>に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、乗組員に関する事項の報告を省略した場合であって、令<u>第16条の2第1項第1号</u>に規定する傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる場合又は傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合 当該傷病者若しくは遭難者以外の者を乗降させる時又は傷病者若しくは遭難者の携帯品</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>以外の貨物の積卸しを行う時</p> <p>ハ 令第16条の3第1項第2号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、乗組員に関する事項の報告を省略した場合であって、令第16条の3第1項第2号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合又は給与品以外の貨物の積卸しを行う場合 当該旅客又は乗組員を乗降させる時又は給与品以外の積卸しを行う時</p>	<p>以外の貨物の積卸しを行う時</p> <p>ハ 令第16条の2第1項第2号に該当するものとして入港し、規則第2条の2第3項第5号の適用を受けて、乗組員に関する事項の報告を省略した場合であって、令第16条の2第1項第2号に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合又は給与品以外の貨物の積卸しを行う場合 当該旅客又は乗組員を乗降させる時又は給与品以外の積卸しを行う時</p>
<p>(船舶等の出港)</p> <p>17-1 <u>船舶等の出港については、次による。</u></p> <p>(1) <u>船舶の「出港」とは、船舶が航行の目的をもって停泊していた場所を離れることをいう。</u> ただし、船舶が同一の開港港域内において移動する場合は、ここでいう出港には含まない。また、当該船舶の停泊場所が不開港である場合には監視取締上支障がない範囲の移動は出港には含めない。</p> <p>(2) <u>航空機の「出港」とは、航空機が航行の目的をもって離陸することをいう。</u></p>	<p>(船舶等の出港)</p> <p>17-1 <u>法第17条第1項《出港手続》にいう「出港」とは、船舶の場合にあつては、航行の目的をもって停泊していた場所を離れることをいい、航空機の場合にあつては、航行の目的をもって離陸することをいう。</u>ただし、船舶が同一の開港港域内において移動する場合は、ここでいう出港には含まない。また、当該船舶の停泊場所が不開港である場合には監視取締上支障がない範囲の移動は出港には含めない。</p>
<p>(外国貿易船等の出港手続)</p> <p>17-2 法第17条第1項の規定による外国貿易船等の出港手続は、それぞれの「入出港届」2通を提出して行わせ、税関においてこれを許可したとき</p>	<p>(外国貿易船等の出港手続)</p> <p>17-2 法第17条第1項の規定による外国貿易船等の出港手続は、それぞれの「入出港届」2通を提出して行わせ、税関においてこれを許可したと</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>は、うち1通にその旨を記載して船長等に交付する。<u>また、同条第1項後段の規定により外国貿易船等の船長等から提出を求める積荷、旅客及び乗組員に関する事項の書面は、外国貿易船にあっては「積荷目録」(C-2030)、「旅客名簿」(C-2050)及び「乗組員名簿」(C-2065)各1通とし、外国貿易機にあっては「積荷目録」(C-2035)、「旅客氏名表」(C-2055)及び「乗組員名簿」(C-2060)各1通とする。ただし、適宜の様式に外国貿易船にあっては令第16条第1項、外国貿易機にあっては令第16条第2項に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第17条第1項後段に規定する積荷、旅客及び乗組員に関する書面の提出があつたものとして取扱うものとする。</u>なお、同項後段の規定により乗組員に関する事項を求める場合においては、入港時に報告又は提出された乗組員に関する事項が記載された書面の写しに、提出させる日の日付が付され、署名され、かつ、乗組員の数若しくは構成の変更が示され又は変更ない旨が裏書されているものを提出させることとして差し支えない。</p> <p>(特殊船舶等の出港手続)</p> <p>17-5 <u>法第17条の2第1項の規定による特殊船舶等の出港手続については、前記17-2の手続に準ずる。この場合において、同規定中「許可」とあるのは「受理」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>きは、うち1通にその旨を記載して船長等に交付する。なお、同項後段の規定により乗組員に関する事項を求める場合においては、入港時に報告又は提出された乗組員に関する事項が記載された書面の写しに、提出させる日の日付が付され、署名され、かつ、乗組員の数若しくは構成の変更が示され又は変更ない旨が裏書されているものを提出させることとして差し支えない。</p> <p>(特殊船舶等の出港手続)</p> <p>17-5 <u>特殊船舶等の出港については、法律上は何らの手続も要しないことになっているが、船舶等側から特に出港許可書の交付方の申出があつたときは、便宜、出港届を提出させ、これに税関の受理印を押なつして申出者に交付するものとする。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p><u>（「その他参考となるべき事項」の意義）</u></p>	
<p><u>17-8 規則第2条の8第3項各号及び第2条の10各号に規定する「その他参考となるべき事項」については、前記15-9の規定に準ずる。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>（「救じゆつのために寄贈される給与品」の意義）</p>	<p>（「救じゆつのために寄贈される給与品」の意義）</p>
<p>18-1 令<u>第16条の3第1項第2号</u>及び同条第3項第2号に規定する「救じゆつのために寄贈される給与品」とは、被災者の救じゆつのために給与される食糧、衣類等の生活必需品、被災者的人命救助に必要な物品並びに被災地域における道路等の施設及び電気、ガス、水道等の供給設備の復旧作業等のために使用される資材等をいう。</p>	<p>18-1 令<u>第16条の2第1項第2号</u>及び同条第3項第2号に規定する「救じゆつのために寄贈される給与品」とは、被災者の救じゆつのために給与される食糧、衣類等の生活必需品、被災者的人命救助に必要な物品並びに被災地域における道路等の施設及び電気、ガス、水道等の供給設備の復旧作業等のために使用される資材等をいう。</p>
<p>（外国貿易船等の入出港の簡易手続）</p>	<p>（外国貿易船等の入出港の簡易手続）</p>
<p>18-2 外国貿易船等の入出港の簡易手続は、次による。</p>	<p>18-2 外国貿易船等の入出港の簡易手続は、次による。</p>
<p>(1)～(3) (省略)</p>	<p>(1)～(3) (同左)</p>
<p>(4) 令<u>第16条の3第5項ただし書</u>に規定する場合及び時は、積荷に関する事項について、規則<u>第2条の12第2項各号</u>に掲げるもののほか、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。</p>	<p>(4) 令<u>第16条の2第5項ただし書</u>に規定する場合及び時は、積荷に関する事項について、規則<u>第2条の9第2項各号</u>に掲げるもののほか、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。</p>
<p>イ 令<u>第16条の3第3項第1号</u>に該当するものとして、法第18条第3項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が規則第2条の4第3項各号及び前記15-6-1に規定</p>	<p>イ 令<u>第16条の2第3項第1号</u>に該当するものとして、法第18条第3項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸しを行う貨物が規則第2条の4第3項各号及び前記15-6-1に規定</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時 ロ 令<u>第16条の3第3項第2号</u>に該当するものとして、法第18条第3項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、救じゅつ品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第2条の4第3項各号及び前記 15-6-1 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時</p> <p>ハ 外国貿易機が法第18条第3項本文の規定の適用を受けて税関空港に入港した場合であって、乗組員の携帯品、郵便物、機用品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第2条の4第3項各号及び前記 15-6-1 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時</p> <p>(5) 令<u>第16条の3第5項</u>に規定する場合及び時は、旅客及び乗組員に関する事項について、規則<u>第2条の12第1項各号</u>に掲げるもののほか、令<u>第16条の3第3項第2号</u>に該当するものとして、法第18条第3項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、令<u>第16条の3第3項第2号</u>に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合にあっては、当該旅客又は乗組員を乗降させる時までに報告すれば足りる。</p> <p>(「災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動」の意義)</p> <p>18の2-1 令<u>第16条の4第1項第2号</u>及び同条第4項第2号に規定する</p>	<p>する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時 ロ 令<u>第16条の2第3項第2号</u>に該当するものとして、法第18条第3項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、救じゅつ品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第2条の4第3項各号及び前記 15-6-1 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時</p> <p>ハ 外国貿易機が法第18条第3項本文の規定の適用を受けて税関空港に入港した場合であって、乗組員の携帯品、郵便物、機用品以外の貨物の積卸しを行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第2条の4第3項各号及び前記 15-6-1 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸しを行う時</p> <p>(5) 令<u>第16条の2第5項</u>に規定する場合及び時は、旅客及び乗組員に関する事項について、規則<u>第2条の9第1項各号</u>に掲げるもののほか、令<u>第16条の2第3項第2号</u>に該当するものとして、法第18条第3項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、令<u>第16条の2第3項第2号</u>に規定する給与品の積卸しに必要な行為を行う者以外の旅客又は乗組員を乗降させる場合にあっては、当該旅客又は乗組員を乗降させる時までに報告すれば足りる。</p> <p>(「災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動」の意義)</p> <p>18の2-1 令<u>第16条の3第1項第2号</u>及び同条第4項第2号 <u>((特殊船</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>「災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動」とは、例えば、海上で遭難した人に対して安全な場所を提供するための救助活動又は海洋汚染への対処若しくはその防止若しくはその他海上における人命の安全、住民の安全又は海洋環境の保護を強化するための緊急活動及びこれに準ずる活動をいう。</p>	<p><u>舶等の入出港の簡易手続き</u>に規定する「災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動」とは、例えば、海上で遭難した人に対して安全な場所を提供するための救助活動又は海洋汚染への対処若しくはその防止若しくはその他海上における人命の安全、住民の安全又は海洋環境の保護を強化するための緊急活動及びこれに準ずる活動をいう。</p>
<p>(特殊船舶等の入出港の簡易手続)</p> <p>18の2－2 法第18条の2の規定による特殊船舶等の<u>入出港の簡易手続</u>については、前記18－2の手続に準ずる。</p>	<p>(特殊船舶等の入出港の簡易手続)</p> <p>18の2－2 法第18条の2の規定による特殊船舶等の<u>入港手続</u>については、前記18－2の手続に準ずる。</p>
<p>(不開港出入の手続)</p> <p>20－6 不開港出入の手続については、次による。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) 不開港出入許可を取得している外国貿易船等の出港手続については、 <u>法律上は何らの手続も要しないことになっているが、船舶等側から特に出港許可書の交付方の申出があったときは、便宜、出港届を提出させ、これに税関の受理印を押なつして申出者に交付するものとする。</u></p>	<p>(不開港出入の手続)</p> <p>20－6 不開港出入の手続については、次による。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) 不開港出入許可を取得している外国貿易船等の出港手続については、 <u>前記17－5の規定を準用する。</u></p>
<p>(「その他参考となるべき事項」の意義)</p> <p>20－9 規則<u>第2条の14各号</u>及び規則<u>第2条の16第5項各号</u>に規定する「その他参考となるべき事項」については、前記15－9の規定に準ずる。</p>	<p>(「その他参考となるべき事項」の意義)</p> <p>20－9 規則<u>第2条の11各号</u>及び規則<u>第2条の13第5項各号</u>に規定する「その他参考となるべき事項」については、前記15－9の規定に準ずる。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>(特殊船舶等の不開港の<u>入出港手続</u>)</p> <p>20の2－1 法第20条の2の規定による特殊船舶等の<u>入出港手続</u>については、前記15の3－1<u>又は17－5</u>の手続に準ずるものとし、この場合においては、<u>入港届又は出港届</u>の左側上部に「特殊船舶」又は「特殊航空機」と注記させる。</p> <p>(船舶等の資格変更の届出手続)</p> <p>25－1 法<u>第25条各項</u>の規定による船舶等の資格変更の届出手続は、次による。</p> <p>(1) 船舶等の資格変更の届出は、「船舶・航空機資格変更届」(C－2240)1通に<u>必要に応じ</u>その届出の時における船舶等の資格を証する書類、積荷目録、船用品目録、携帯品目録等を添付して提出することにより行うものとし、これを受理したときは、その資格の変更を証する書類として「船舶・航空機資格証書」(C－2250)を交付するものとする。この場合において、その資格の変更が、<u>船舶等を資格内変</u>しようとするものであるときは、<u>当該届出に</u>添付すべき書類は、船舶等の資格を証する書類のほか、それらの船舶等の入港の際に提出されたものによるものとする。</p> <p>なお、外国貨物を積載していない外国貿易船が一時国内貿易に従事した場合において、天候の都合その他やむを得ない理由によりその航行等</p>	<p>(特殊船舶等の不開港の<u>入港手続</u>)</p> <p>20の2－1 法第20条の2の規定による特殊船舶等の<u>入港手続</u>については、前記15の3－1の手続に準ずるものとし、この場合においては、<u>入港届</u>の左側上部に「特殊船舶」又は「特殊航空機」と注記させる。</p> <p>(船舶等の資格変更の届出手続)</p> <p>25－1 法<u>第25条</u>の規定による船舶等の資格変更の届出手続は、次による。</p> <p>(1) 船舶等の資格変更の届出は、「船舶・航空機資格変更届」(C－2240)1通にその届出の時における船舶等の資格を証する書類、積荷目録、船用品目録、携帯品目録等を添付して提出することにより行うものとし、これを受理したときは、その資格の変更を証する書類として「船舶・航空機資格証書」(C－2250)を交付するものとする。この場合において、その資格の変更が、<u>船舶等の資格を内変</u>しようとするものであるときは、<u>上記の届出者が</u>添付すべき書類は、船舶等の資格を証する書類のほか、それらの船舶等の入港の際に提出されたものによるものとする。</p> <p>なお、外国貨物を積載していない外国貿易船が一時国内貿易に従事した場合において、天候の都合その他やむを得ない理由によりその航</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>の期間が当初の予定を超えることとなったため前記 15-1 の(7)の規定による沿海通航船とされることとなったときにおいては、便宜、その資格の変更後最初に入港した港において、事後の届出をすることとして差し支えない。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>行等の期間が当初の予定を超えることとなったため前記 15-1 の(7)の規定による沿海通航船とされることとなったときにおいては、便宜、その資格の変更後最初に入港した港において、事後の届出をすることとして差し支えない。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>(削除)</p>	<p><u>(特殊船舶の資格変更の届出手続)</u></p> <p><u>25-2 特殊船舶が沿海通航船となる場合又は沿海通航船が特殊船舶となる場合において、その資格変更については、法律上は何ら手続を要しないことになつてゐるが、船舶側から特に資格証書の交付方の申出があつたときは、便宜、資格変更届を提出させ、これに税関の受理印を押なつして申出者に交付するものとする。</u></p>
<p>(船舶等の資格変更の届出を受理しない場合)</p> <p><u>25-2</u> 次に掲げる場合においては、法<u>第25条各項</u>の規定による届出を受理しないものとする。</p> <p>ただし、資格の変更を行おうとする船舶等が次の(1)又は(2)イに該当する場合であっても、その資格の変更後短時間のうちに出港する等の事情があり、かつ、税関の取締上支障がないと認める場合には、法<u>第25条各項</u>の規定による届出を受理することとして差し支えない。</p> <p>なお、この場合においては、法<u>第25条各項</u>の規定による船舶等の資格</p>	<p>(船舶等の資格変更の届出を受理しない場合)</p> <p><u>25-3</u> 次に掲げる場合においては、法<u>第25条</u>の規定による届出を受理しないものとする。</p> <p>ただし、資格の変更を行おうとする船舶等が次の(1)又は(2)イに該当する場合であっても、その資格の変更後短時間のうちに出港する等の事情があり、かつ、税関の取締上支障がないと認める場合には、法<u>第25条</u>の規定による届出を受理することとして差し支えない。</p> <p>なお、この場合においては、法<u>第25条</u>の規定による船舶等の資格変更</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>変更の届出は、前記 25-1(1)の添付書類に加え、荷役計画書及び外国貨物の取卸しが完了する時までに沿海通航船又は国内航空機へ搭載する船用品及び機用品並びに携帶品についての目録を添付して提出するよう求めるものとするが、税関において支障がないと認めるときは、その支障がないと認めるものの添付を求めないこととして差し支えないものとし、前記 25-1(1)にかかるわらず、次の(1)又は(2)イに該当しなくなるときに「船舶・航空機資格証書」を交付するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) その他とん税及び特別とん税を免れるために<u>資格内変</u>の届出をしたと明らかに認められる場合</p> <p>(船舶の資格内変の際における残存船用品の取扱い)</p> <p><u>25-3</u> 船舶が<u>資格内変</u>する場合における残存船用品の取扱いは、次による。</p> <p>(1)及び(2) (省略)</p> <p>(3) 資格内変の後短期間のうちに再び<u>資格外変（沿海通航船から外国貿易船若しくは特殊船舶への変更又は国内航空機から外国貿易機若しくは特殊航空機への変更をいう。以下同じ。）</u>することが確実であり、かつ、取締り上支障がないと認められる場合には、上記(1)又は(2)により輸入手続又は徴税（以下この項及び後記 <u>25-4</u>において「輸入手続等」という。）を要するものについては、施封の上その資格外変のときまで船内に保管する。ただし、その船舶が修理又は改装のため入きよするものであるときは、その入きよ期間中仮陸揚を認めて差し支えない。</p>	<p>の届出は、前記 25-1(1)の添付書類に加え、荷役計画書及び外国貨物の取卸しが完了する時までに沿海通航船又は国内航空機へ搭載する船用品及び機用品並びに携帶品についての目録を添付して提出するよう求めるものとするが、税関において支障がないと認めるときは、その支障がないと認めるものの添付を求めないこととして差し支えないものとし、前記 25-1(1)にかかるわらず、次の(1)又は(2)イに該当しなくなるときに「船舶・航空機資格証書」を交付するものとする。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) その他とん税及び特別とん税を免れるために<u>資格の内変</u>の届出をしたと明らかに認められる場合</p> <p>(船舶の資格内変の際における残存船用品の取扱い)</p> <p><u>25-4</u> 船舶が<u>資格を内変</u>する場合における残存船用品の取扱いは、次による。</p> <p>(1)及び(2) (同左)</p> <p>(3) 資格内変の後短期間のうちに再び<u>資格外変</u>することが確実であり、かつ、取締り上支障がないと認められる場合には、上記(1)又は(2)により輸入手続又は徴税（以下この項及び後記 <u>25-5</u>において「輸入手続等」という。）を要するものについては、施封の上その資格外変のときまで船内に保管する。ただし、その船舶が修理又は改装のため入きよするものであるときは、その入きよ期間中仮陸揚を認めて差し支えない。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>する。ただし、その船舶が修理又は改装のため入きよするものであるときは、その入きよ期間中仮陸揚を認めて差し支えない。</p> <p>なお、上記により施封の上資格外変のときまでの船内保管を認めた場合において、その施封を行った税関官署と資格外変をする港を所轄する税関官署とが異なるときは、施封を行った税関官署はその施封を行った日、施封場所、施封個数等の内容を速やかに資格外変をする港を所轄する税関官署に連絡するものとする。</p> <p>(4)～(8) (省略)</p>	<p>なお、上記により施封の上資格外変のときまでの船内保管を認めた場合において、その施封を行った税関官署と資格外変をする港を所轄する税関官署とが異なるときは、施封を行った税関官署はその施封を行った日、施封場所、施封個数等の内容を速やかに資格外変をする港を所轄する税関官署に連絡するものとする。</p> <p>(4)～(8) (同左)</p>
<p>(船舶の資格内変の際における船用塩及び船用アルコールの取扱い)</p> <p><u>25-4</u> 船舶がその資格内変する場合において、残存船用品のうちに船用塩及び船用アルコールがあるときは、前記 <u>25-3</u> の(1)、(2)又は(3)の取扱いによる。この場合において、船用塩の輸入手続等を要しない数量の算定は、1人1日20グラム以内として計算する。</p>	<p>(船舶の資格内変の際における船用塩及び船用アルコールの取扱い)</p> <p><u>25-5</u> 船舶がその資格を内変する場合において、残存船用品のうちに船用塩及び船用アルコールがあるときは、前記 <u>25-4 (船舶の資格内変の際における残存船用品の取扱い)</u> の(1)、(2)又は(3)の取扱いによる。この場合において、船用塩の輸入手続等を要しない数量の算定は、1人1日20グラム以内として計算する。</p>
<p>(航空機の資格内変の際における残存機用品の取扱い)</p> <p><u>25-5</u> 航空機がその資格内変する場合における残存機用品（製造たばこを含む。）の取扱いについては、前記 <u>25-3</u> の(1)のただし書及び(2)のただし書の取扱いを除き、船舶の資格内変の場合の取扱いに準ずる。ただし、燃料油、食糧品等の消耗機用品については、外変期間内に外国貨物が優先し</p>	<p>(航空機の資格内変の際における残存機用品の取扱い)</p> <p><u>25-6</u> 航空機がその資格を内変する場合における残存機用品（製造たばこを含む。）の取扱いについては、前記 <u>25-4</u> の(1)のただし書及び(2)のただし書の取扱いを除き、船舶の資格内変の場合の取扱いに準ずる。ただし、燃料油、食糧品等の消耗機用品については、外変期間内に外国貨物が優先し</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>て使用されたものとして取り扱う。</p> <p>(資格内変の際における乗組員の携帯品の取扱い)</p> <p><u>25-6</u> 資格内変の際において、乗組員の携帯品のうちに外国貨物があるときは、これについて輸入手続をさせる。ただし、資格内変の後短期間のうちに再び資格外変することが確実であり、税関の取締上も支障がないときは、前記<u>25-3</u>の(3)により<u>取り扱って差し支えない</u>。</p> <p>(特殊船舶等の残存船用品等の取扱い)</p> <p><u>25-7</u> 特殊船舶等が本邦と外国との間を往来しないこととなる場合において、外国において積み込んだ残存船用品等の取扱いについては、前記<u>25-3</u>から<u>25-6</u>までに準じて<u>取り扱う</u>。この場合において、出港の際特殊船舶と認定し外貨船用品又は内国消費税免税船用品を積み込んだ船舶が外国に寄港することなく帰港したときは、原則として消費したものを含めてその全量について徴税することとするが、出港に際しての外地寄港計画に作為が認められず、かつ、途中暴風雨に遭遇した場合又は予定寄港地が世情不安で寄港に危険が伴う場合等やむを得ない理由により外国に<u>寄港できなかつた</u>と認められる場合においては、残存船用品の徴税のみにとどめ、航行中消費した船用品の徴税は行わないものとする。</p>	<p>して使用されたものとして取り扱う。</p> <p>(資格内変の際における乗組員の携帯品の取扱い)</p> <p><u>25-7</u> 資格内変の際において、乗組員の携帯品のうちに外国貨物があるときは、これについて輸入手続をさせる。ただし、資格内変の後短期間のうちに再び資格外変することが確実であり、税関の取締上も支障がないときは、前記<u>25-4</u>の(3)により<u>取り扱って差し支えない</u>。</p> <p>(特殊船舶等の残存船用品等の取扱い)</p> <p><u>25-8</u> 特殊船舶等が本邦と外国との間を往来しないこととなる場合において、外国において積み込んだ残存船用品等の取扱いについては、<u>便宜</u>、前記<u>25-4</u>から<u>25-7</u> (資格内変の際における乗組員の携帯品の取扱い)までに準じて<u>取り扱って差し支えない</u>。この場合において、出港の際特殊船舶と認定し外貨船用品又は内国消費税免税船用品を積み込んだ船舶が外国に寄港することなく帰港したときは、原則として消費したものを含めてその全量について徴税することとするが、出港に際しての外地寄港計画に作為が認められず、かつ、途中暴風雨に遭遇した場合又は予定寄港地が世情不安で寄港に危険が伴う場合等<u>税関において</u>やむを得ない理由により外国に<u>寄港できなかつた</u>と認められる場合においては、残存船用品の徴税のみにとどめ、航行中消費した船用品の徴税は行わないものとする。</p>